

安愚楽牧場事件の被害者の皆様

2011年9月7日

安愚楽牧場被害対策・大阪弁護団

団長 斎藤英樹

1, 事案の概要

和牛オーナー制度を運営する安愚楽牧場は、8月9日東京地裁に民事再生手続を申し立て、同日裁判所は、監督委員の選任と弁済禁止の保全命令を出しました。

オーナーは約7万3000人、和牛の買戻額は約4207億円とされますが、オーナーに返還される見込額について、会社説明でも不透明な状況です。

2, 事案の特徴

安愚楽牧場の経営手法は、和牛預託商法と呼ばれ、かつては多くの被害者を生み、問題とされた企業が次々破綻しましたが、安愚楽牧場は唯一生き残りしました。

安愚楽牧場の和牛預託商法は、繁殖牛を再売買の条件付で投資家に販売し、有料で飼養委託をうける一方、生まれた子牛を買い取って投資家に還元するというものですが、実際の繁殖牛の値段の10倍もの値段で売買契約をしているので、高額な買取代金全体に対する配当の負担となるほか、再売買価格は実際の和牛の値段より遙かに高額になるため、会社が利益をあげることができたか、そのビジネスモデル自体に疑問があります。

3, 法律上の問題点

安愚楽牧場の和牛商法は、出資法や特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）に触れるおそれがあり、また、破綻必至の状態でお金を集めていたとすれば（自転車操業）、詐欺の疑いもあります。安愚楽牧場は、これまで一度も配当や再売買代金を減額せず、配当を遅らせたこともなかったため、より多くのオーナーが信頼を寄せたことによって一層被害が拡大したと思われます。

4, 民事再生手続の現在までの状況

昨日9月6日、東京地裁は、上記民事再生手続の開始決定をだしました(債権届出期間:平成23年12月6日、報告書等の提出期限:同年11月1日、再生計画提出期限:平成24年2月14日)。今後、再生債権届出に関する案内が通知されると思われます。

5, 当弁護団について

(1) 名称 安愚楽牧場被害対策・大阪弁護団

(2) 組織 団長:斎藤英樹、副団長:今井孝直、事務局長:島村美樹、事務局次長:西野里奈

※ 弁護団員:現在27名 ※委任者規模によって、別途追加

6, 当弁護団の活動方針

(1) 安愚楽牧場に出資したオーナーの被害救済、実態解明を主たる目的とする。

(2) 被害を受けたオーナーが一致して集団的に権利主張していくこととし、民事再生手続ないし破産手続等で不適正な処理がなされないように監視し、全国各地の弁護団と連携する。

(3) 安愚楽牧場の民事再生手続等において、債権届出を行い、計画案に対する議決権を行使する。

(4) 安愚楽牧場の経営者、関連企業等の責任追及についても検討する。

(5) 安愚楽牧場及び経営者の刑事責任について告訴・告発を検討する。

(6) その他オーナーの被害救済に必要な一切の事項。

7, 当弁護団の連絡先

〒530-0047 大阪市北区西天満 6-5-17 デジタルエイトビル 5階 斎藤英樹法律事務所

電話06-6367-6692 FAX06-6367-6693

(AM10:00~12:00、PM2:00~4:00)

メールアドレス agura-higai-osaka@live.jp

大阪弁護団のブログ <http://agura-higai-osaka.cocolog-nifty.com/>

※個別相談申込書を提出いただき次第、担当弁護士を決定し、ご連絡を差し上げます。担当弁護士と面談の上、委任契約の締結へ。※上記電話は、専用電話ではありません。集中するとつながりづらいので、担当弁護士の連絡を待つか、極力メール・FAXにてお尋ね下さい。